

# 高知くらしの護身術

75

## 還付金詐欺の手口

### ATMで振り込ませる

(2007年11月20日掲載原稿)

市町村や税務署等の職員をかたり、電話がかかり、「医療費の還付金がある」「税金の還付金がある」「年金を還付する」などといい、手続きはとっているかときく。手続きをしていない場合には、還付があるのですぐ手続きをすることを勧め、預金通帳を読ませるなどして預金残高を聴き取り、通帳カードと携帯電話を持ってATM機コーナーに行かせられる。携帯電話でボタン操作を指示する。申請手続きのつもりが、相手の口座に自分の口座から送金している操作であり、操作が完了すると自分の口座から相手の口座に入金され被害となります。自分の口座から相手の口座に振り込む金額の上限が1日当たり200万円までと決められております。そこで、仮に預金残高が500万円、この詐欺に遭遇した最悪の場合は、1日の限度額が200万円ですから、翌日「手続きができていない」と繰り返し操作させ全て失ってしまうことも。

この手口では、「携帯電話」が必要になります。最初に電話で携帯電話の所持を聞いていることが多いようですが、「持っていない」と返答した場合には、なにもいわずに切られることがあります。

被害は、ATM機などの機械操作に不慣れな高齢者に多い傾向があります。

#### 被害に遭わないために

◎金融機関のATM機は税金などの還付手続きをするものではないので、携帯電話を持って行くように言われたら「振り込め詐欺」を疑ってください。

◎「還付金や返還金がある」という言葉を鵜呑みにせず市町村等の窓口で確認してください。

◎高齢者が携帯電話をかけながらATM機を操作しているのを見かけたらセンターや警察などに相談を勧めてください。